

事務所通信



令和7年8月号
山本修税理士事務所
株式会社 川島経営研究所
<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp

私用車を使用する場合の注意点

1. 給与所得者が私用車で通勤する場合の交通費については以下の表に従いその範囲内であれば非課税とします。その範囲を超えた場合は給与課税をしております。

1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
①交通機関又は有料道路を利用してい る人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃 等の額 (最高限度150,000円)	
②自動車や自転 車などの交通用 具を使用してい る人に支給する 通勤手当	通勤距離が片道55キロ メートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロ メートル以上55キロメー トル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロ メートル以上45キロメー トル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロ メートル以上35キロメー トル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロ メートル以上25キロメー トル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロ メートル以上15キロメー トル未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2キロ メートル以上10キロメー トル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2キロ メートル未満である場合	(全額課税)
③交通機関を利用している人に支給す る通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃 等の額 (最高限度 150,000円)	
④交通機関又は有料道路を利用するほ か、交通用具も使用している人に支給 する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃 等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	

2. 従業員の私用車を業務使用する場合の取り扱い

会社で保有する車両（以下、社用車）を利用している場合、利用にかかる費用は原則として経費として計上出来ます。しかし社用車を外回りに必要な人数分を保有するとそれだけコストがかかります。必要な都度レンタカーを借りれば法人経費になりますが、普段運転している車を使いたい方もいらっしゃるでしょうし、会社としても従業員の私用車をそのまま借りられるのであれば、その方が助かります。

従業員としてもいくらか利用料をいただき、なおかつ給与とはならないのであれば福利厚生費用としても使えモチベーションアップにもつながるでしょう。

従業員の私用車を利用させていただく場合の経費精算についての課税関係を考えてみます。

会社の業務上で利用するために使ったガソリン代については経費に出来ます。支給するにあたり出張等で移動する想定距離数から燃費で割ればある程度目安はつきますのでそれほど乖離が無ければガソリン代相当の支給は実費として支給が出来ます。

駐車料金、高速道路代については支払額が明確であるためこちらも領収証通りの金額を支給することで法人の経費と出来ます。従業員側はかかった実費を精算したのであれば、従業員の給与にはなりません。

業務で利用中に従業員の交通違反金があり、それを会社が負担した場合、会計上は租税公課で処理しますが、法人税計算上は損金不算入としており費用にはなりません。

業務で起こしたこと

であれば会社は負担すべきなのでしょうが、罰則金を損金にする行為は、罰としての機能しないため損金不算入として取扱いを行います。



参考までに、あまりない事とは思いますが、業務利用以外の交通違反金を会社が負担した場合は、支給を受けた従業員の給与として取扱いとなります。

従業員の私用車を業務に利用する場合、ガソリン代や高速代等の領収証が出るものについての精算は簡単です。しかし、たまたま1度借りた程度なら実費精算だけで良いですが、業務としての利用が頻繁に生じるのであれば、車両の借上げを検討し、いくらかを従業員に支給して利用させてもらうことが必要となるのではないかと考えます。

車両の借上げ料を給与するのであれば法人側も従業員側も検討の必要はありません。業務利用目的で給与とは別に支給するのであれば、給与ではないことを内外に明確にするため、また利用者とのトラブルを避けるためにも基準を整備して車両借上規程や借上げ契約書を準備するべきです。

その際は車種をある程度限定すること、支給額は車種にかかわらず同じ計算方法とし、利用距離数や日数などの基準で平等に支給される仕組みを検討しましょう。利用前の距離数の把握も行うべきでしょう。年式や整備不良がないことの確認も行い問題ない車両と判断できれば業務利用をしてよいかと思います。(福利厚生費規程となるため、社会保険労務士さんと相談の上作成し運用することが望ましいと思います)

会社側は車両の借上げ料として支払えば経費(賃借料など)に計上できます。支給を受ける従業員側は、給与所得にはならず、雑所得として取り扱われます。ここで注意することとしては車両の借上げ料と称して多額に支給しているのであればそれは給与であるものを、呼び名を変えて支給しているにすぎませんので多い分は給与課税されます。

では何をもって実費相当と考えるかというと、税務的な見方としては、車両の減価償却費、自賠責保険料や任意保険、自動車税、車検代等の維持費が考えられます。個人の雑所得の計算は以下の通りです。

例題条件

車両購入価額 300万円(消費税込) 新車
耐用年数 5年
その他の維持費 年 15万円
利用頻度 週1回+ α 程度(月6回程度)

例えば新車で購入価額300万円の車両とします。耐用年数5年。減価償却費は定額法で年60万円になります。週1回程度業務に利用させてもらうとします。減価償却費は1/7でだいたい20%(業務利用割合)が費用計上として相当額となります。年60万円×20% = 120,000円が個人確定申告では雑所得上の減価償却費となります。

ほかに保険や自動車税などの年間維持費の20%が費用となりますので仮に年間維持費が15万円としますと20%で30,000円が経費に計上できます。

給与所得者で、他の所得がない方の場合、雑所得は20万以下であれば確定申告は不要です。20万円を超えると確定申告の義務が生じますから上記のような車両であれば、雑所得の申告が不要な収入(年間借上げ料)は20万円+12万円+3万円=35万円までとなります。

週1回程度の利用として年間36万円程度の支給であれば給与所得にも雑所得にはならなそうです。週1回の利用であれば月額12,500円~30,000円位の支給であれば従業員側で雑所得の申告義務は起きないと思われます。

こちらはあくまで説明上の仮の数字であり、車両の購入価格、維持費、利用頻度により異なります。

なお車両の借上げ料を明らかに多く支給していると判断されると雑所得ではなく給与として取り扱われます。

これは私見ですが、車種も一般的に考えて営業車として業務にふさわしくない車種を借り上げて支給することは難しいと思います。この場合は給与課税になると思われます。ゆえにそれなら最初から給与手当の1つとして利用代相当を支給します。

また取締役が同じ制度を利用する場合はさらに注意が必要です。役員給与の定期同額の原則などに触れ役員給与損金不算入にならないように、より慎重な金額で判断をしてください。

(芝事務所:山本 修)